

町税等収納率向上基本方針

令和5年9月

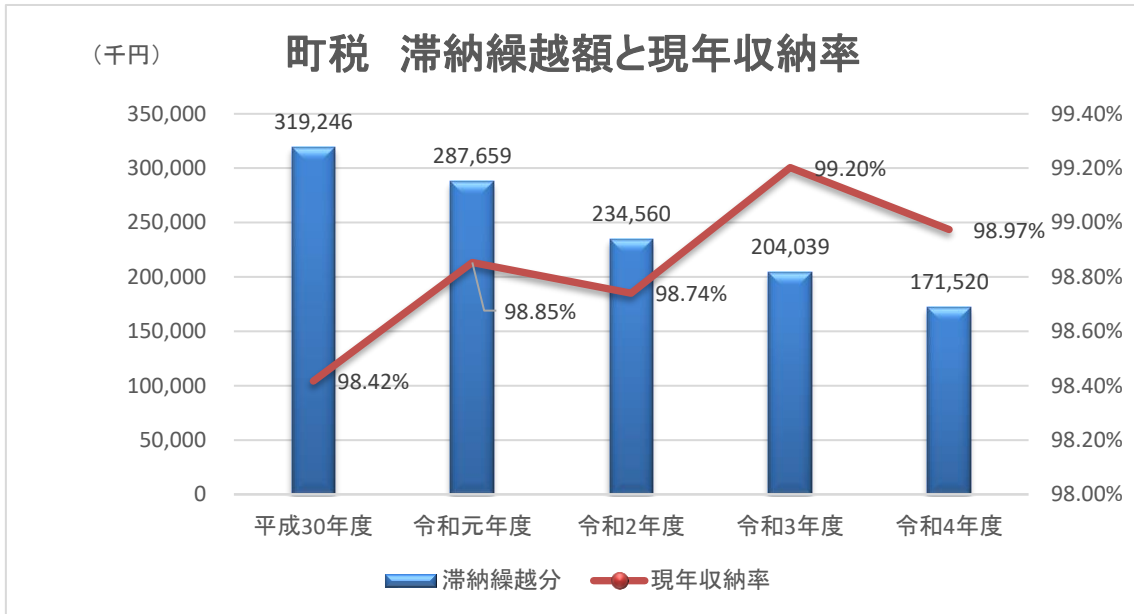
養老町役場 税務課

1. 計画の目的

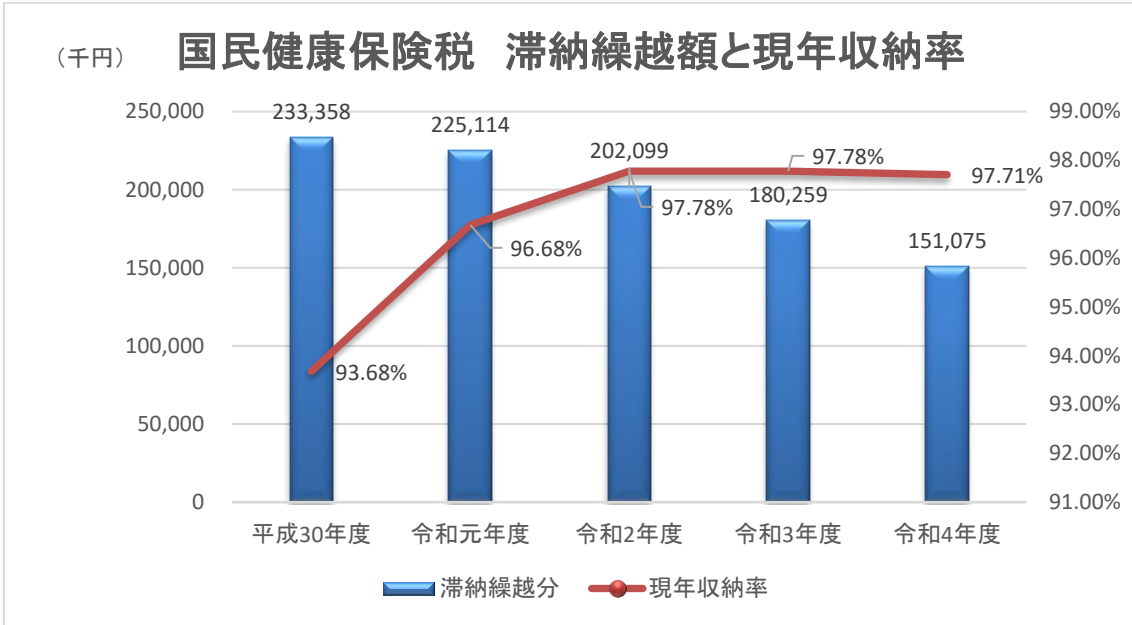
町税等は、福祉や教育、子育て支援など様々な行政サービスに使われ、安全・安心な町民生活を送るための貴重な財源である。そのために、町の債権管理の一層の適正化を図り、歳入の確保による財政健全化と町民負担の公平性の確保に資することが必要である。

本計画は、養老町が保有する債権（町税等）を適切に管理し、計画的に徴収するため、町としての基本方針と具体的な取り組みを定め、全体としての徴収率向上に努めることを目的として定めるものである。

2. 町税等収納率の推移



年度	調定額			収入済額			収納率		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年	滞繰	計
平成30年度	3,487,481,199	319,245,713	3,806,726,912	3,432,269,071	48,064,500	3,480,333,571	98.42%	15.06%	91.43%
令和元年度	3,518,430,562	287,659,116	3,806,089,678	3,478,083,908	57,421,730	3,535,505,638	98.85%	19.96%	92.89%
令和2年度	3,488,720,479	234,560,174	3,723,280,653	3,444,768,154	36,627,816	3,481,395,970	98.74%	15.62%	93.50%
令和3年度	3,451,196,790	204,039,024	3,655,235,814	3,423,666,232	36,899,871	3,460,566,103	99.20%	18.08%	94.67%
令和4年度	3,550,033,427	171,520,173	3,721,553,600	3,513,640,542	22,995,321	3,536,635,863	98.97%	13.41%	95.03%



(国民健康保険税)									
年度	調定額			収入済額			収納率		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年	滞繰	計
平成30年度	787,124,987	233,358,371	1,020,483,358	737,399,264	28,924,155	766,323,419	93.68%	12.39%	75.09%
令和元年度	749,129,832	225,113,592	974,243,424	724,243,587	32,356,480	756,600,067	96.68%	14.37%	77.66%
令和2年度	729,791,400	202,099,314	931,890,714	713,602,400	24,769,744	738,372,144	97.78%	12.26%	79.23%
令和3年度	659,208,480	180,259,347	839,467,827	644,554,610	18,547,507	663,102,117	97.78%	10.29%	78.99%
令和4年度	631,711,186	151,075,433	782,786,619	617,249,788	17,497,356	634,747,144	97.71%	11.58%	81.09%

(町税)

現年課税分の調定額は、新型コロナウイルスの影響もあり減少傾向にあったものの、令和4年度において、令和元年度とほぼ横ばいの水準まで回復した。しかし、原油高や物価高騰による煽りを受け、依然として経済状況は厳しいものとなっている。現年徴収率はおおむね右肩上がりとなっており、滞納繰越額は平成30年度末の3億2千万円から令和4年度末1億7千万円まで減少している。しかし、滞納繰越額の収入済額も減少しており、収納率向上のため現年課税分はもちろんのこと、滞納者に対する催告や滞納処分を強化していく必要がある。

(国民健康保険税)

現年課税分の調定額は減少傾向にあるが、これは社会保険の適用拡大や高齢化により国民健康保険の加入者が減少していることや、資産税割の廃止などが挙げられる。現年徴収率はほぼ右肩上がりとなっており、滞納繰越額は平成30年度末の2億3千万円か

ら令和4年度末1億5千万円まで減少している。一方で高齢化や医療技術の発展により一人あたりの医療費が増加していくことが見込まれ、今後特別会計の運営は厳しさを増すものと思われる。

3. 目標

□収納率の向上

全体の収納率を向上させるためには、滞納繰越分の圧縮が必要となる。そのため新規滞納の抑制（現年課税分の徴収強化）を第一とし、並行して滞納繰越分に対する滞納処分強化に努めなければならない。そこで、下記原則に基づく基本方針をもとに、収納率向上のための取り組みを推進する。

4. 原則

□自主納付の推進

町税は、納税者が定められた納期限までに、自主的に納めていただくもの。納税の原則となっており、町として自主納付の推進を図る。

□滞納整理の強化

町税等は安全・安心な町民生活を送るための貴重な財源である。滞納者への生活状況・滞納原因などのヒアリング・財産調査を徹底し、滞納処分を強化していく。

5. 基本方針

- ① 新規滞納の抑制（現年課税分の徴収強化）
- ② 滞納繰越分の圧縮
- ③ 納税環境の整備
- ④ 課税客体的確な把握

6. 具体的な取り組み

① 新規滞納の抑止（現年課税分の徴収強化）

翌年度への繰越（滞納繰越分）を増加させないように、現年課税分は年度内の完納に導く。累積滞納者に対しても現年課税分を優先とした納付計画を立てる。

- (1) 早期納付勧奨（電話および文書催告）

- ・滞納となった時点で電話や文書等による催告を行い、早期の納付を促す。
- ・「未納のお知らせ」による一斉催告を行い、未納を認知させ、完納もしくは納付相談に繋げる。
- ・累積滞納者への対応として、財産調査及び給与先などへの調査予告書、差押予告書などの催告を強化する。

(2) 滞納整理への早期着手

- ・催告を行っても反応がない滞納者については臨戸を実施。納税の公平性の観点から、臨戸徴収は行わず分納相談に留める。また、常習的な滞納者については継続訪問とならないよう留意する。
- ・連絡や反応がない滞納者に対しては、早期に滞納処分を執行する。

② 滞納繰越分の圧縮

滞納整理事務の効率化および財産調査の徹底に努め、的確に滞納者の状況を把握する。早期完納の納付計画を立て、実行することにより滞納額の圧縮を図る。

(1) 財産調査及び滞納処分の徹底

- ・滞納者の納付能力等の判断や滞納原因を把握するため、財産調査を強化する。また、預金調査の電子化によって調査から回答までの期間を短縮する。
- ・債権（預貯金や給与等）の差押など滞納処分を強化する。
- ・財産調査や実態調査により、滞納処分の執行停止要件等（※地方税法第15条の7第1項各号）に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行停止を行うなど、早期の事案解決に繋げる。

※『地方税法第15条の7第1項』

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 1 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 2 滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 3 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

(2) 関係機関との連携

- ・地方税法第48条による県税事務所への徴取引継ぎや相互併任などを活用し、他市町村や関係機関との連携を深め、相互協力体制の構築を図る。

③ 納税環境の整備

納付機会を拡大し、納付しやすい環境作りに努め、自主納付及び期限内納付の向上を図る。

- (1) 口座振替の推進
 - ・期限内納付を図るうえで、窓口来庁時などに勧奨するほか、広報やホームページなどに掲載し、利便性をPRする。
- (2) 納税方法の拡充
 - ・地方税統一QRコードを利用し、全国の金融機関で納付が可能となったほか、スマートフォンやパソコンを使って「地方税お支払サイト」により、利用可能となる納付方法が拡充された。
- (3) 啓発活動の強化
 - ・広報誌やホームページを活用し、滞納処分状況や徴収における取り組みを周知することで、納税の理解を求め、自主納付及び期限内納付の推進を図る。

④ 課税客体的確な把握

適正かつ公平な課税、徴収事務の効率化を図るため、課税客体的確な把握に努める。

- (1) 居所不明者に対する実態調査
 - ・郵送物の返戻があった場合などは、実態調査を徹底し、各課協力体制のもと情報共有を図り、適正な賦課・徴収を行う。
- (2) 未申告者の調査
 - ・町県民税の未申告者に対して、申告指導を強化する。
- (3) 国民健康保険被保険者資格の適正化
 - ・住民環境課と連携を図り、国民健康保険被保険者資格と社会保険被保険者資格が重複している者に対して、資格切替えの届出勧奨を強化する。
- (4) 固定資産税の適正な賦課
 - ・土地や家屋について、登記異動通知や航空写真等を活用し、現況把握に努め、現地確認を行う。
 - ・償却資産申告状況調査を実施し、適正申告の確保と過少申告・未申告者に対し、申告懲罰を行う。